証券コード 7695 2022年6月8日

株主各位

東京都渋谷区東一丁目26番20号 東京建物東渋谷ビル7F

株式会社交換できるくん

代表取締役社長 栗 原 将

## 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数な がら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご 表示いただき、2022年6月23日(木曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますよう お願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月24日(金曜日) 午後1時(受付開始 午後0時30分)
- 3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 1. 第24期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第24期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社Webサイト(https://www.dekirukun.co.jp/co/ir/)に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社Webサイト(https://www.dekirukun.co.jp/co/ir/)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

#### 株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、本株主総会へのご来場を検討されている株主様に おかれましては、流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染 予防に最大限にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・なお、会場におきましては、株主の皆様の安全を第一に考えた対応を実施させていただき ますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当社Webサイト (https://www.dekirukun.co.jp/co/ir/)にてお知らせいたします。

## 事業報告

2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで

## 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症による影響からの段階的な経済活動の再開による持ち直しの動きがみられたものの、世界的な半導体不足、原燃料価格の高騰及び物流網の混乱の影響が継続しているほか、足元では変異株の再拡大やウクライナ情勢を巡る地政学的リスクの影響もあり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような経済環境下におきまして、キッチン・トイレ・洗面室・浴室まわりといった日常生活に欠かせない住宅設備機器の交換サービスをインターネット上で展開している当社では、「交換できるくん」Web媒体において、これまで培ってきたWebマーケティングのノウハウや実績をもとに、Webサイトを検索エンジン上位に表示させるための検索エンジン最適化(SEO※)に取組むとともに、テレビCM、動画及びSNSを活用することにより、サービスの魅力や特性をさらに波及させ、経年劣化により概ね7~15年程度で訪れる住宅設備機器の交換需要により顕在化される新規顧客の獲得を積極的に展開しております。また、新規商品の取扱い開始や事業エリアの拡大を積極的に行うことで、さらなる交換需要の取込みを実施しております。

その一方で、半導体不足の影響や住宅設備メーカーの生産拠点がある海外でのロックダウンに起因する商品の供給遅延の影響は継続しており、当連結会計年度における工事件数は36,516件となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,807,487千円、営業利益は103,638千円、経 常利益は102,912千円、親会社株主に帰属する当期純利益は66,108千円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会 計年度との比較分析は行っておりません。

(注) SEOとは、検索エンジン最適化(Search Engine Optimization)の略称で、GoogleやYahoo!の検索結果で自社Webサイトを上位に表示させるために様々なアプローチでWebサイトを最適化する手法です。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は74,519千円であり、その主なものは、売上拡大のための基幹システムの強化・効率化を目的とした設備投資並びに本社移転に伴う内装工事等であります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が安定的かつ持続的な成長を実現するために、対処すべき課題とその対策は以下のとおりであります。

#### ① 低コスト集客の実現

売上拡大には集客数の増加が必要であり、集客数の増加には集客コストがかかってまいります。当社が低コストで多数の集客を実現するためには、インターネット広告出稿に頼らない検索エンジンからの自然流入のさらなる上昇が必要不可欠になります。そのためには検索結果の順位の上位獲得が重要であり、SEO内部施策、コンテンツマーケティング施策、モバイルフレンドリー対応、SNSなどを活用した良質な外部リンク獲得対策などの各種SEO対策に取組んでまいります。また、サイト流入者の集客歩留まりを向上させるためスマートフォン/PC向けサイトの読込み速度の改善やUI/UX(※)の改善に取組んでまいります。

(注) UI/UXとは、User Interfase/User Experienceの略称で、UIとはデザイン、フォントや外観などのユーザーの視覚に触れるすべての情報のことであり、UXとはユーザーがこれらのUIを実装したサービスを通じて得られる体験を指します。

② サービス知名度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、新規ユーザーを継続的に獲得していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的な広告宣伝やメディア活動等により、当社及び当社Webサイト「交換できるくん」の知名度を向上させ、ユーザー数の拡大に取組んでまいります。

#### ③ システムの安定稼働と強化

当社は、インターネット上にてサービスを提供していることから、安定した事業運営を 行うにあたり、システムの安定的な稼働が重要であると認識しております。そのために、 継続的なシステム投資及び人材補強等によりシステム強化に取組んでまいります。

#### ④ 経営管理体制の強化

当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの徹底等に取組むことが企業価値の向上につながるものと認識しております。そのために、事業規模拡大の基礎となる経営管理体制をより強化してまいります。

#### ⑤ 集客チャネル・販路拡大

当社は、インターネット経由での受注獲得は事業拡大に不可欠であるものの、中長期的な成長のためにはインターネット以外の集客チャネル・販路拡大も必要と認識しております。そのために、住宅設備メーカーや住宅設備関連企業などとのBtoBの取引強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分		第21期 (2019年3月期)	第22期 (2020年3月期)	第23期 (2021年3月期)	第24期 [当連結会計年度] (2022年3月期)
売	上	高	(千円)	_	_	_	4,807,487
経	常 利	益	(千円)	_	_	_	102,912
	社株主に帰属 期 純 利	する 益	(千円)	_	_	_	66,108
1 当 期	株 当 た 月純 利 益 st	ション ション ション ション ション ション とり かいま	(円)	_	_	_	29.38
総	資	産	(千円)	_	_	_	1,483,717
純	資	産	(千円)	_	_	_	848,884
1 株	当たり純資	産額	(円)	_	_	_	377.28

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第23期以前の状況は記載しておりません。
  - 2. 第24期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第24期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

	区	分		第21期 (2019年3月期)	第22期 (2020年3月期)	第23期 (2021年3月期)	第24期 [当事業年度] (2022年3月期)
売	上	高	(千円)	3,426,571	4,008,308	4,721,358	4,753,812
経常経常	引損 失(	又 は △ )	(千円)	△81,411	171,655	255,547	103,368
当期		又 は ( △ )	(千円)	△135,769	133,542	205,549	66,699
当期 1 7	株 当 た 純利益金額 株 当 た 純損失金額	夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏 夏	(円)	△65.59	64.51	97.27	29.65
総	資	産	(千円)	744,814	855,533	1,520,953	1,481,816
純	資	産	(千円)	154,882	288,424	788,809	849,475
1 株	当たり純貨	<b>資産額</b>	(円)	74.82	139.34	350.82	377.54

- (注) 1. 第24期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用 しており、第24期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載して おります。
  - 2. 2018年9月13日付で普通株式1株につき10株、2019年3月14日付で普通株式1株につき10株、2020年2月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割が第21期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社KDサービス	25,000千円	100.0%	住宅設備の施工関連事業及び 法人向けDX化支援事業

#### (7) 主要な事業内容

当社は、住宅オーナーの住宅設備機器の故障や劣化などによる機器交換時のニーズに対して、住宅設備機器と工事をセットで販売するeコマース事業を展開しております。当社では大規模リフォームは行わず、住宅設備機器の交換事業に特化しております。

具体的には、以下の住宅設備機器について、当社のWebサイト「交換できるくん」に寄せられるお客様からのお問合せに対して、当社独自のWeb見積りシステムにより見積り提示を行い、その後の交換工事以外のすべてのサービスを非接触・非対面(インターネット及び電話)により行う効率的なビジネスモデルとなっております。

## [主な取扱い内容]

リフォーム箇所	取扱い商品
キッチンまわり	ビルトイン食洗機、ビルトインガスコンロ、レンジフード、IHクッキング ヒーター、蛇口・水栓、キッチンカップボード
トイレ・洗面室、浴室まわり	トイレ、洗面化粧台、浴室暖房乾燥機、ガス給湯器
その他	天井埋込み型エアコン、ディスポーザー

#### (8) 主要な営業所(2022年3月31日現在)

=	名	称		所	在	地
本		社	東京都渋谷区			
営	業	所	大阪府豊中市			

### (9) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
82名	_

- (注) 1. 従業員数には、年間平均臨時雇用者数(有期雇用)23名(1日8時間換算)は含んでおりません。
  - 2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82名	8名増	36.6歳	4.7年

(注)従業員数には、年間平均臨時雇用者数(有期雇用)23名(1日8時間換算)は含んでおりません。

### **(10) 主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

借入先	借 入 額
株式会社横浜銀行	80,241千円
株式会社商工組合中央金庫	24,850千円

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,280,000株

**(2) 発行済株式の総数** 2,250,100株 (自己株式75株を含んでおります)

(3) 株主数 1,508名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社CRESCUNT	1,000,000株	44.44%
栗原 将	385,000株	17.11%
栗原 剛	135,000株	5.99%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	46,750株	2.07%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	46,700株	2.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	37,000株	1.64%
ジャパンワランティサポート株式会社	30,000株	1.33%
J.P.Morgan Securities plc	27,900株	1.23%
野村信託銀行株式会社(投信□)	25,000株	1.11%
榊原 暢宏	20,000株	0.88%

<sup>(</sup>注) 持株比率は、自己株式(75株)を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## **3. 会社の新株予約権等に関する事項** (2022年3月31日現在)

# (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株 予約権の状況

		第1回新株予約権			
発行決議E	3	2017年12月15	2017年12月15日		
新株予約権 株式の種類	室の目的となる 質と数	普通株式 (新株予約権1個につき	30,000株 £10,000株)		
新株予約権	重の払込金額	払込みを要しない	۰۱		
	室の行使に際して る財産の価額	新株予約権1個当たり 6 (1株)	540,000円 当たり64円)		
権利行使其	月間	2020年 1 月 1 日から 2027年11月30日まで			
行使の条件	ŧ	(注) 1			
	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	3個 30,000株 1名		
役員の保有状況	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名		
	監査役	新株予約権の数       -         目的となる株式数       -         保有者数       -			

		第2回新株予約権	Ē	第3回新株予約権		
発行決議E	3	2019年3月28日	}	2019年3月28日		
新株予約権 株式の種類	室の目的となる 質と数	普通株式 : (新株予約権1個にご			式 7,500株 につき100株)	
新株予約権	重の払込金額	払込みを要しなし	١	払込みを要し	ない	
	室の行使に際して る財産の価額	新株予約権1個当たり 99,000円 (1株当たり990円)		新株予約権1個当たり (1株)	ノ 99,000円 当たり990円)	
権利行使其	月間	2021年 4 月 1 日から 2029年 2 月28日まで		2020年 6 月 1 2029年 2 月28		
行使の条件	ŧ	(注) 2		(注)3		
	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	
役 員 の保有状況	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	75個 7,500株 3名	

#### (注) 1. 第1回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が権利行使時において当社株主の地位を有する場合、又は当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 2. 第2回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の行使によって発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 3. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の行使によって発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

1:	地	位		E	E	4	<u> </u>	担当及び重要な兼職の状況
代表	取締	役社	. 長	栗	原		将	株式会社CRESCUNT 代表取締役 株式会社KDサービス 取締役
常矛	務取	締	役	酒	井	克	知	サービス本部長 株式会社嶮山設備工業 監査役 株式会社KDサービス 代表取締役
取	締		役	佐	藤	浩	_	コーポレート本部長
取	締		役	吉	野		登	吉野人事研究所 代表
常勤	勤 監	查	役	松	澤		修	株式会社KDサービス 監査役
監	查	:	役	鈴	木	謙	吾	鈴木謙吾法律事務所 代表
監	查	:	役	村	木	達	也	村木達也税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役吉野登氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役鈴木謙吾及び村木達也の両氏は、社外監査役であります。
  - 3. 監査役鈴木謙吾氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 監査役村木達也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 5. 当社は、取締役吉野登、監査役鈴木謙吾及び村木達也の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等の職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求等がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等が補填されます。

ただし、当該保険契約に係る免責規定により、被保険者が法令違反等を認識しながら行った行為等を含む一定の場合には免責となります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

<u></u>	/	報酬等の総額	幸配酬等	千円)	対象となる	
区	分	(千円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (名)
取がいる	帝 役 外取締役)	40,866 (4,200)	40,866 (4,200)	_	_	5 (1)
監(うち社外	至 役   大監査役)	11,600 (4,200)	11,600 (4,200)	_	_	3 (2)
合 (うち社	計外役員)	52,466 (8,400)	52,466 (8,400)	_	_	8 (3)

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月29日開催の第20期定時株主総会にて年額200,000千円以内と 決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名(うち社外取締役は1名)です。
  - 3. 監査役の報酬限度額は、2018年6月29日開催の第20期定時株主総会にて年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。
  - 4. 当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長栗原将が取締役の個人別の報酬の決定をしております。委任した理由は、当社の取締役の多くが業務執行取締役であるため、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適しているとの判断によるものであります。

### (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
  - ・社外取締役吉野登氏は、吉野人事研究所の代表であります。当社は、吉野人事研究所と の間には重要な取引その他の関係はありません。
  - ・社外監査役鈴木謙吾氏は、鈴木謙吾法律事務所の代表であります。当社は、鈴木謙吾法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。
  - ・社外監査役村木達也氏は、村木達也税理士事務所の代表であります。当社は、村木達也 税理士事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区	分	氏	名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取	締役	吉野	登	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。長年に亘る事業会社での経験と知見から経営全般の透明性、コーポレート・ガバナンスの向上等について必要な発言を適宜行っております。

区	分	氏 名		3	主な活動状況	
社外監査	査 役	鈴	木	謙	吾	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地からコンプライアンス経営の推進等について必要な発言を適宜行っております。
社外監査	査 役	村	木	達	也	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会14回のすべてに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から財務・会計等について必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

#### (2) 報酬等の額

1	公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として 当社が支払うべき報酬等の額	24,000 千円
2	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として 当社が支払うべき報酬等の額	- 千円
	①及び②の合計額	24,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要 事項を決定します。
  - b 取締役会は、全社的な内部統制システムの整備に関する基本方針を決定及び適切に運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
  - c 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため「企業倫理宣言」の周知徹底を図ります。
  - d 内部通報制度に関する規程に基づき、社外に相談窓口を設け、迅速に対応します。なお、内部通報者の継続的な保護を徹底します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 取締役の職務の執行に係る情報又は文書は、社内規程に基づき適切に保存及び管理します。
  - b 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に防止するとともに万一重大な事案が発生した場合は、損失又は不利益を最小化するためリスク管理規程等に基づき適切な措置を講じます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程を遵守するとともに、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催します。
  - b 各取締役は、毎月開催する取締役会において業務目標の達成状況、課題解決のための 取組み等を報告することにより、業務執行状況の監督を受けます。
  - c 取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項
  - a 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査役会 と必要に応じて協議し当該使用人を配置します。
  - b 補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、 取締役の指揮命令は受けないものとします。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
  - a 取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告します。
  - b 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に 出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に 応じて取締役又は使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。取 締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速 やかに報告しなければならないものとします。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a 監査役会が、必要に応じて専門の弁護士、会計士等に対して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。そのための費用は、監査役の職務の執行に必要なものではないと認められる場合を除き、当社がこれを負担します。その他監査役の職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく経費予算を確保します。
  - b 監査役は、内部監査担当が実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について適宜報告を受けるものとします。
  - c 代表取締役社長と監査役は、定期的な意見交換を実施します。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況
  - a 「企業倫理宣言」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然 とした態度をもって対応し、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言してい ます。

b 反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力とは一切関係もしくは取引しないことを 周知徹底し、万一反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士等と 連携して対応します。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、当該内部統制システム 構築にかかる基本方針に基づく具体的な運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み状況

取締役会は4名で構成され、監査役3名も出席しております。当事業年度において取締役会は17回開催され、業務執行などの監督を行うとともに各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査役監査の実効性の確保に関する取組み状況

監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されております。監査役は、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役との意見交換、取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて、監査の実効性を図りました。当事業年度において監査役会は14回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

③ リスク管理及びコンプライアンスに関する取組み状況

経営に重大な影響を及ぼすリスク発生の未然防止やリスク発生時の被害を最小限にとどめることを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を4回開催いたしました。また、eラーニングを含む各種研修による教育活動を通じて、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、内部留保を充実し、収益基盤の拡大及び収益拡大のための投資に充当することが最大の利益還元につながると考えております。こうした考えのもと、創業以来、配当は実施しておらず、今後も当面は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金については、財務体質を強化し人材育成、システム開発、知名度向上等、事業拡充、収益基盤の強化拡大のための投資に活用する方針であります。将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取巻く事業環境を勘案のうえ、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいりますが、当期の剰余金の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますよう お願い申し上げます。

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。
  - 2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金	額		科					金	額
(資産の部)				(負	債	のき	部 )			
流 動 資 産		1,246,642	流	動	負	<u>l</u>	債			580,178
現金及び預金		740,268	買		挂	1		金		350,738
売掛金		258,391	1年	内返	斉予定	の長	期借	入金		50,436
商	1	199,251	未		払	4		金		12,131
位 掛 音	1	2,620	未	į	7	費	Ì	用		80,815
前 払 費 月	]	32,447	未	払	法	人	税	等		134
未収還付法人税等		907	未	払	消	費	税	等		963
未 収 消 費 税 等		8,365	賞	与	3		当	金		25,846
<b>そ</b> の 他	]	4,390	そ		$\sigma$			他		59,111
固 定 資 産		237,074	固	定	負	Į.	債			54,655
有 形 固 定 資 産		51,198	長	期	借	±	入	金		54,655
建	1	43,993		負	債	合	計			634,833
機 械 及 び 装 間	Ī	0		(純	資 産	の	部)			
工具、器具及び備品	ı	6,729	株	主	資	ť	本			848,884
車両運搬り	Į.	475	資		4	<u>z</u>		金		261,459
無形固定資産		58,299	資	本	乗	J	余	金		181,459
ソフトウェブ	•	58,299	利	益	乗	IJ	余	金		406,322
投資その他の資産		127,577	自	ī	3	梯	₹	式		△356
投 資 有 価 証 券	ŧ	19,150								
出資金		510								
長期前払費月		238								
敷金及び保証金		97,037								
繰延税金資		10,640		純 i	資 産	合	計			848,884
資 産 合 計		1,483,717		負債	・純賞	資産台	信信			1,483,717

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

	科					金	額
売		上		高			4,807,487
売	上	原		価			3,632,566
売	上	総	利	益			1,174,920
販	売 費 及	びー般	管 理	費			1,071,282
営	業	利		益			103,638
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	9	
	展示		受	贈	益	644	
	講	演	母	収	入	200	
		取	手	数	料	203	
	雑		区		入	119	1,176
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	1,237	
			组 合	運用	損	564	
	雑		員		失	99	1,901
経	常	利		益			102,912
特	別	損		失			
	固 定		産 除	却	損	380	380
税	金等調	整前	当 期	純利	益		102,532
法	人税、位		及び	事業	税		24,900
法	人		調	整	額		11,524
当	期	純		EJ .	益		66,108
親	会社株主	に帰属	する当	期純利	一益		66,108

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	<u></u>
流動資産	1,195,225	流動負債	577,686
現金及び預金	690,492	掛金金	350,738
   売 掛 金	256,798	   1年内返済予定の長期借入金	50,436
	199,251	   未	12,131
上	2,620	未 払 費 用	79,926
前払費用	32,399	賞 与 引 当 金	25,846
未収還付法人税等	907	そ の 他	58,607
未収消費税等	8,365	固定負債	54,655
そ の 他	4,390	長 期 借 入 金	54,655
固 定 資 産	286,591	負 債 合 計	632,341
有 形 固 定 資 産	50,723	(純資産の部)	
建物	43,993	株 主 資 本	849,475
機 械 及 び 装 置	0	資 本 金	261,459
工具、器具及び備品	6,729	資 本 剰 余 金	181,459
無形固定資産	58,299	資 本 準 備 金	181,459
ソフトウェア	58,299	利 益 剰 余 金	406,913
投資その他の資産	177,568	その他利益剰余金	406,913
投 資 有 価 証 券	19,150	繰 越 利 益 剰 余 金	406,913
関係会社株式	50,000	自 己 株 式	△356
出資金	510		
長期前払費用	238		
敷 金 及 び 保 証 金	97,029		
繰 延 税 金 資 産	10,640	純 資 産 合 計	849,475
資 産 合 計	1,481,816	負債・純資産合計	1,481,816

## 損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

	ž	科				金	額
売		上		高			4,753,812
売	上	J.	京	価			3,591,212
売	上	総	利	益			1,162,600
販	売 費 及	び ― 角	设 管 理	費			1,058,505
営	業	<b></b>	ij.	益			104,094
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	9	
	展	品	受	贈	益	644	
	講	演	料	収	入	200	
	受	取	手	数	料	203	
	雑		収		入	118	1,175
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	1,237	
	投 資	事業	組合	運用	損	564	
	雑		損		失	99	1,901
経	常	₹	ij.	益			103,368
特	別	打	員	失			
	固 定	資	産 除	却	損	380	380
税	引 前	ゴ 当	期 純	利	益		102,988
法	人 税、	住 民 私	兑 及 び	事業	税		24,765
法	人	税 等	調	整	額		11,524
当	期	純	; <del>1</del>	FIJ	益		66,699

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社交換できるくん 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

> > 指定有限責任社員 公認会計士 善方 正 義業務 執行 社員 公認会計士 善方 正 義指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋業務 執行 社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社交換できるくんの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社交換できるくん及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社交換できるくん 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善方 正 義業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋業 務 執 行 社 員 公認会計士 伊 東

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社交換できるくんの2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

#### 株式会社交換できるくん 監査役会

常勤監査役 松澤 修 印

社外監査役 鈴木謙 吾 印

社外監査役 村木達 也 🖲

以上

## 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
- (1) 今後の事業展開及び事業拡大に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ② 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 新たに副社長職を設置して経営体制の一層の強化と充実を図り、当社グループの持続的成長と企業価値のさらなる向上を目指すため、現行定款第22条(代表取締役および役付取締役)の定めを変更するものであります。

監査報告書

## 2. 変更の内容

## (下線は変更部分を示しております。)

現行定款	欠	変更案
(目的)		(目的)
第2条 当会社は、次の事業 る。	を営むことを目的とす	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ~6. (省略)		。 1. ~6. (現行どおり)
7. 住宅設備機器の販売、	施工 <u>および下取り品の</u>	7. 住宅設備機器の販売、施工、下取り品の売
売却		却、メンテナンス、レンタルおよびリース
8. ~15. (省略)		8. ~15. (現行どおり)
(新設)		16. 保証事業
(新設)		
		 の受託
(新設)		18. 不動産の賃貸借、売買、仲介、管理および
		これらのコンサルティング
(新設)		19. ファイナンシャルプランナー業務および関
		連するサービスの提供
(新設)		20. 家事代行業およびくらし関連サービスに関
		 する事業
16. 前各号に付帯する一も	切の業務	21. 前各号に付帯する一切の業務
<u></u>	73 - 7 - 7   7   7	<u>=-</u> : 332 31-1312 7 3 7377833
		I .

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主参 考書類、事業報告、計算書類および連結計算 書類に記載または表示をすべき事項に係る情 報を法務省令に定めるところに従い、インタ ーネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。	(削除)
(新設)	(株主総会参考書類等の電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 当会社は、取締役会の決議によって代表取 締役を選定する。 ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執 行する。 ③ 取締役会は、その決議によって取締役社長1 名を選定し、必要に応じて <u>専務取締役、</u> 常務 取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 当会社は、取締役会の決議によって代表取 締役を選定する。 ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執 行する。 ③ 取締役会は、その決議によって取締役社長 1名を選定し、必要に応じて <u>取締役副社長、</u> <u>専務取締役および</u> 常務取締役各若干名を選定 することができる。
(新設)	附則 1 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日かち3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日

後にこれを削除する。

### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)		略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当			
	1			(株)		
	   乗原 将   (1975年10月29日)	1998年11月	株式会社メガ入社 有限会社ケイシス(現当社)設立代表取締役社長 (現任)			
	(13/3410/3230)	2017年11月	株式会社CRESCUNT設立代表取締役(現任)			
1		2021年7月	株式会社KDサービス取締役(現任)	1,385,000		
1	[取締役候補者とした理由] 当社創業以来一貫して当社代表を務め、長年に亘る経営経験とともに企業価値の向上を 目指し、事業運営における迅速かつ柔軟な意思決定を行ってまいりました。今後の当社 の成長及び経営理念の実現に向け適任であることから、引続き取締役候補者といたしま した。					
2	齊 并 党 知 (1975年8月18日)	1998年 4 月 2001年 4 月 2002年 4 月 2005年 6 月 2005年10月 2016年 9 月 2021年 7 月	横浜ナショナル設備建材株式会社(現パナソニックリビング株式会社首都圏・関東社)入社有限会社ケイシス(現当社)入社株式会社嶮山設備工業入社有限会社嶮山代表取締役社長株式会社嶮山設備工業監査役(現任)当社常務取締役サービス本部長(現任)株式会社KDサービス代表取締役(現任)	5,000		
	[取締役候補者とした理 当社入社以来、施工現場 経営の意思決定・監督な が期待されるため、引続					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		所有株式数 (株)		
		1992年 4 月	日本ユニシス株式会社入社		
		1998年3月	日本ヒューレット・パッカード株式会社(現日		
			本ヒューレット・パッカード合同会社)入社		
		2004年8月	イー・ベンチャーサポート株式会社(現株式会		
			社オープンストリーム)入社		
		2006年 4 月	同社取締役		
		2007年7月	同社代表取締役社長		
			株式会社豆蔵OSホールディングス(現株式会社豆蔵K2TOPホールディングス)入社 執行役員		
		2008年6月	豆蔵N210Pホールテイプグス)八位		
			四柱収酬収   株式会社フォスターネット取締役		
			ジェイエムテクノロジー株式会社取締役		
		2015年4月	株式会社オープンストリーム代表取締役会長		
	佐藤浩二	, , ,	ジェイエムテクノロジー株式会社代表取締役社		
	(1969年4月9日)		長		
		2015年7月	センスシングスジャパン株式会社代表取締役社		
3			長	_	
		2016年3月	株式会社コーワメックス代表取締役社長		
		2016年10月	ニュートラル株式会社代表取締役社長		
		2018年 6 月	株式会社豆蔵ホールディングス(現株式会社豆		
			蔵K2TOPホールディングス)代表取締役社長		
			株式会社豆蔵取締役  株式会社ネクストスケープ取締役		
			│株式会社不クストスケーノ取締役 │株式会社エヌティ・ソリューションズ取締役		
		2019年6月	株式会社工スティ・ブヴューフョンへ取締役   株式会社豆蔵ホールディングス(現株式会社豆		
		20154073	献K2TOPホールディングス)取締役		
		2020年5月	株式会社オープンストリーム取締役副社長		
			当社取締役コーポレート本部長(現任)		
	[取締役候補者とした理由]				
	複数のITサービス企業の取締役を務め、長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い				
	見識を有しており、企業経営に精通していることから、当社の成長加速において適任で				
	あると判断し、引続き取締役候補者といたしました。				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
4	告 野 登 (1949年11月5日)	1968年 3 月 株式会社西友ストアー(現株式会社西友)入社 1971年 5 月 株式会社タカキュー入社 1987年 5 月 同社取締役財務企画室長 1989年 5 月 同社常務取締役財務本部長 1990年 7 月 同社常務取締役財務・人事本部長 1997年 5 月 同社取締役総務部長 1999年 2 月 株式会社セキチュー入社 同社取締役総務部長 1999年 2 月 株式会社モスフードサービス入社 同社執行役員直営本部長 2003年 4 月 同社常務取締役営業本部長 2010年 2 月 同社常務取締役営業本部長 2012年11月 株式会社モスストアカンパニー取締役会長 2013年 3 月 株式会社ホットランド社外取締役 2014年 4 月 吉野人事研究所代表(現任) 2017年11月 当社社外取締役(現任)	_
	株式会社モスフードサー 長を務め、これまで培っ する客観的かつ適切な盟	た理由及び期待される役割] - ビスの常務取締役や株式会社モスストアカンパニーの取締役会ってきたビジネス経験・知識などを活かし、当社の経営全般に対告督・助言を通して当社の経営体制がさらに強化できるものと判 と候補者といたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
  - 2. 吉野登氏は社外取締役候補者であります。
  - 3. 当社は取締役候補者 吉野登氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
  - 4. 吉野登氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年7ヶ月であります。
  - 5. 吉野登氏と当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
  - 6. 当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補することとしております。各取締役候補者が本総会で選任され、就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
  - 7. 代表取締役社長栗原将の所有株式数は、株式会社CRESCUNTが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

以上

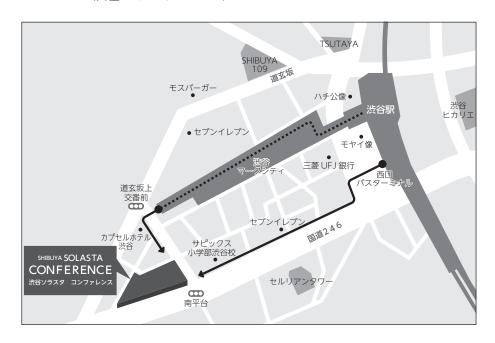
<×	、 モ 欄〉		

$\langle \times$	Ŧ	欄〉		

	$\langle \times$	Ŧ	欄〉			
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						

## 株主総会会場ご案内図

会場:東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4G



交通: JR山手線/JR埼京線/東京メトロ銀座線/東京メトロ半蔵門線/ 東京メトロ副都心線/東急東横線/東急田園都市線/京王井の頭線 各線 渋谷駅

JR渋谷駅「西口」から徒歩6分

JR渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

JR渋谷駅直結渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。